

年分 収支計算書（一般用）

自分で所得金額を計算してみましょう。

上部の申告年の記載がない場合は、申告受付年月日の前年分の申告として取り扱います。
(例) 令和8年3月5日申告受付の場合、令和7年分の申告として取り扱います。

住 所			
氏 名			
世 帯 主 名		自 宅 電話番号	一
事 業 所 所 在 地		事 業 所 電話番号	一
業 種		店 名	

年 月 日提出

〔「営業等」又は「雑（業務）」のいずれかを選択してください。〕 営業等 雑（業務） (自 月 日 至 月 日)

科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)	
収 入 金 額	売上（収入）金額 ①			旅費 交通費 ②			
	家 事 消 費 ②			通 信 費 ③			
	そ の 他 収 入 ③			広 告 宣 宣 費 ④			
	計 (①+②+③) ④			接 待 交 際 費 ⑤			
売 上 原 価	期首商品（製品）棚 卸 高 ⑤			損 害 保 险 料 ⑥			
	仕 入 金 額 (製品 原 価) ⑥			修 繕 費 ⑦			
	小 計 (⑤+⑥) ⑦			消 耗 品 費 ⑧			
	期末商品（製品）棚 卸 高 ⑧			福 利 厚 生 費 ⑨			
	差引原価 (⑦-⑧) ⑨			⑩			
	差引金額 (④-⑨) ⑩			⑪			
	給 料 賃 金 ⑪			⑫			
	外 注 工 賃 ⑫			⑬			
	減 価 償 却 費 ⑬			⑭			
	貸 倒 金 ⑭			⑮			
経 費	地 代 家 賃 ⑮			⑯			
	利 子 割 引 料 ⑯			⑰			
	租 稅 公 課 ⑰			⑱			
	荷 造 運 費 ⑱			⑲			
	水 道 光 熱 費 ⑲			⑳			
	専 徒 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑩-⑲) ⑳			⑳			
	所 得 金 額 (⑳-⑳) ㉑						

〔事業所得、不動産所得、山林所得を有する方が確定申告書を提出する場合は「収支計算書」を添付するように定められています。〕

○給料賃金の内訳 (合計欄の⑪を左の⑪欄へ) ※給与支払報告書も提出して下さい。

氏 名 (年齢)	従事月数	給料賃金		合 計	源泉徴収税額
		賞 与	円		
(歳)	月		円		円
(歳)					
(歳)					
そ の 他 (人分)					
計	延べ従事月数			⑪	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	前 年 中 の 報 酉 等 の 金 額	左 の う ち 必 要 経 費 算 入 額	源 泉 徴 収 税 額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従事月数
(歳)	月	
(歳)		
(歳)		
合 計	㉑	延べ従事月数

※裏面にも記載する欄がありますので、注意して下さい。

キリトリ

収支計算書の書きかた

収入金額

科 目	具 体 例
売上金額 (裏面の金額)	掛売や時貸などのように、まだ実際に代金を受け取っていないものでも、本年中に売り上げたものは全て本年分の売上金額になります。
家事消費	商品などの棚卸資産を家事のために消費したり、贈与したような場合には、原則としてその商品などの通常の販売価額により記入します。 ただし、仕入価額や製造原価で記帳している場合で、販売価額の7割を下回っている場合は、通常の販売価額の7割程度の価額に修正しておく必要があります。
その他の収入	空箱、作業屑、裁ち屑などの売却代金やリバートなどの雑収入の額を記入します。

売上原価

科 目	具 体 例
期首・期末商品棚卸高	期首（前年1月1日）及び期末（前年12月31日）現在の商品などの棚卸高を記入します。 期末商品棚卸高は次の算式により求めます。 前年末に一番近い 前年末の棚卸 × 時期に仕入れた 資産の 数量 その棚卸資産の 仕 入 単 価 = 前年末の 棚 卸 高
仕 入 金 額 (裏面の金額)	賃掛や時借などによる仕入れで、まだ代金を支払っていないものでも、本年中に仕入れたものは全て本年分の仕入金額になります。

一般的な経費（家事上の費用は必要経費になりません。）

科 目	具 体 例
給 料 賃 金 (裏面の内訳)	従業員の給料、賃金、退職金、ボーナス・手当など（食費、交通費などの現物給与も含まれます。）
外 注 工 賃	下請けなど外部の業者に発注した場合における支払額
減 価 儲 却 費 (裏面の金額)	建物などの取得費用及び耐用年数を基に計算した償却費
貸 倒 金	事業の遂行上生じた債権について、特定の理由により生じた損失の金額

地 代 家 賃 (裏面の金額) 店、車庫、土地や建物を賃借している場合に支払った金額（敷金や、土地の賃借のために支払った権利金は経費にはなりません。）

利子割引料 (裏面の金額) 事業用に借り入れした負債の利子

租 税 公 課 ⑰ ①事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金 (注1)
②商工会議所、商工会、協同組合、同業組合、商店会、青年会などの会費、組合費など
③前々年分の消費税の納付税額（税込経理方式の場合のみ）※税抜経理方式の場合は必要経費になります。
(所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、料、過料、交通反則金は経費になりません。)

荷 造 運 費 販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃

水 道 光 熱 費 水道料、電気料、ガス代、灯油代など (注2)

旅 費 交通 費 販売や集金などの商用にかかった乗車券代、車代、宿泊料など

通 信 費 電話料、切手代、電報料など

広 告 宣 宣 費 ①新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、チラシ、折込み広告などの広告費用
②広告用名入マッチ、カレンダー、手拭いなどの費用
③ショーウィンドーの陳列装飾のための費用

接 待 交 際 費 ①取引先などを接待する茶菓飲食代
②取引先などに対する中元・歳暮の費用
(事業上で通常必要と認められる金額に限ります。)

損 害 保 险 料 建物などの火災保険料、自動車の損害保険料（満期返戻金のある長期損害保険は、積立保険料に相当する部分の金額は、必要経費になりません。）

修 繕 費 事業用資産の故障、破損の修理代（店舗、自動車、機械、器具備品など）※資産の価額を増やしたり、使用可能期間を延長するような支払は、資本的の支出として減価償却資産の取得価額に含めることになります。

消 耗 品 費 ①帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品
②事務用品、包装材料や単価10万円未満の器具・備品の購入費

福 利 厚 生 費 ①従業員の慰安、医療、衛生、保健などのために支払う費用
②事業主が負担すべき健康保険、厚生年金、雇用保険の保険料や掛金

雑 費 上記以外の経費

専従者控除

生計を一にする親族のうちで、1年のうち6か月を超える期間を申告者の営業事業に専ら従事している人（15歳未満の人や配偶者控除、扶養控除を受ける人は除かれます。）がいれば、その専従者1人につき、次の①と②のいずれか少ない金額を控除することができます。

- ①配偶者 860,000円、配偶者以外 500,000円
- ②(専従者控除前の所得金額⑩) ÷ (専従者数+1)

〈例〉 専従者控除前の所得金額⑩………2,250,000円

専従者………配偶者、長男

$$2,250,000 \div 3 = 750,000$$

配偶者 750,000円、長男 500,000円 計 1,250,000円

注1 土地の地代、固定資産税、自動車税などのうち事業に関連しない部分に対する費用は必要経費になりません。※固定資産税については、その年の「固定資産税（土地・家屋）課税明細書」を持参して下さい。

(例) 令和7年分の申告であれば、令和7年度固定資産税（土地・家屋）課税明細書が必要になります。

注2 水道料・電気料・衣料費等のうち家事用の費用は必要経費になりません。

経費にならないもの

○売上(収入)金額の明細 (売上(収入)金額の計を前頁の①欄へ)

売上先名	所在地	売上(収入)金額
		円
上記以外の売上先の計		
右記①のうち軽減税率対象	うち	円
	計	①

上記の内訳(月毎)※上記に記載した場合は記載省略可

売上(収入)金額		仕入金額	
1月	円	1月	円
2月	円	2月	円
3月	円	3月	円
4月	円	4月	円
5月	円	5月	円
6月	円	6月	円
7月	円	7月	円
8月	円	8月	円
9月	円	9月	円
10月	円	10月	円
11月	円	11月	円
12月	円	12月	円
計	円	計	円

○地代家賃の内訳 (必要経費算入額の計を前頁の⑯欄へ)

支払先の住所・氏名	貸借物件	前年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		円 種 更 貨	円
		円 種 更 貨	円

○利子割引料の内訳 (必要経費算入額の計を前頁の⑰欄へ)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	前年中の利子割引料	左の利子割引料のうち必要経費算入額
	円	円	円

○減価償却費の計算 (合計欄の⑯を前頁の⑯欄へ)

減価償却資産の名称等(継延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額	②償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	③償却率	④前年中の償却期間	⑤前年分の普通償却費(②×③×④)	⑥特別償却費	⑦前年分の償却費合計(⑤+⑥)	⑧事業専用割合	⑨前年分の必要経費算入額(⑦×⑧)	⑩未償却残高(期末残高)	摘要
		年月	円	円	年	年	月 12	月 12	円	円	円	%	円	円	
		年月	円	円	年	年	月 12	月 12	円	円	円	%	円	円	
		年月	円	円	年	年	月 12	月 12	円	円	円	%	円	円	
		年月	円	円	年	年	月 12	月 12	円	円	円	%	円	円	
		年月	円	円	年	年	月 12	月 12	円	円	円	%	円	円	
		年月	円	円	年	年	月 12	月 12	円	円	円	%	円	円	
計														⑯	

減価償却費

事業用資産は、毎年使用することによって価値が減少していきますので、その減少した分を必要経費としたものが減価償却費です。使用可能期間が1年以上で取得価額が10万円以上の事業用資産を取得するために支払った費用は、全額そのままで必要経費になるのではなく、耐用年数表を基として計算した減価償却費だけが必要経費になります。使用可能期間が1年未満で取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については減価償却をしないで取得価額がそのまま必要経費になります。

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、通常の減価償却の計算か、一括償却資産として扱い取得価額の3分の1ずつの金額を3年間にわたって必要経費にする方法を選択することができます。

まとめると以下のとおり。

取得価額10万円未満……取得価額を年で必要経費に算入します。
取得価額10万円以上~20万円未満……通常の減価償却か一括償却資産として扱い取得価額の3分の1ずつの金額を3年間にわたって必要経費にする方法を選択することができます。

取得価額20万円以上……耐用年数表を基として計算した通常の減価償却をします。

なお、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について償却可能限度額(取得価額の5%)及び残存価額を廃止し、償却額1円まで償却できるようになりました。また、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について償却可能限度額まで償却した後、翌年から5年間で償却額1円まで均等償却ができます。

取得価額	建物・機械などの資産の購入代金、建築費などのほか取扱運賃、運送保険料、購入手料、関税などその資産を取得するために支払った費用が含まれます。
償却の基礎になる金額	次の式の金額を記入します。「 取得価額×10% 」 平成19年3月31日以前に取得した資産で、建物、機械等の一般的な資産 ……取得価額×10%
償却方法	平成19年4月1日以後に取得した資産、または一括償却資産の場合(3年均等償却) ……取得価額と同じ金額 ※上記以外や牛・馬・果樹などの場合は税務署又は市民税課におたずねください。
耐用年数・償却率	税務署に届け出ている償却方法を記入します。届け出ていない人は、 定額法 になります。
前年中の償却期間	「主な減価償却資産の耐用年数表」や「減価償却資産の償却率表」を参照して下さい。
事業専用割合	資産を月の途中で取得や譲渡、取扱などをした場合はその月を1ヵ月として計算します。
未償却残高(期末残高)	前年中に取得した資産の場合は、①の金額から⑨の金額を差し引いた金額を記入します。 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高(「取得価額-前年までの償却費の累積額」)から①の金額を差し引いた金額を記入してください。

耐用年数	定期法	旧定期法									
2	0.500	0.500	12	0.084	0.083	22	0.046	0.046	32	0.032	0.032
3	0.334	0.333	13	0.077	0.076	23	0.044	0.044	33	0.031	0.031
4	0.250	0.250	14	0.072	0.071	24	0.042	0.042	34	0.030	0.030
5	0.200	0.200	15	0.067	0.066	25	0.040	0.040	35	0.029	0.029
6	0.167	0.166	16	0.063	0.062	26	0.039	0.039	36	0.028	0.028
7	0.143	0.142	17	0.059	0.058	27	0.038	0.037	37	0.027	0.027
8	0.125	0.125	18	0.056	0.055	28	0.036	0.036	38	0.027	0.027
9	0.112	0.111	19	0.053	0.052	29	0.035	0.035	39	0.026	0.026
10	0.100	0.100	20	0.050	0.050	30	0.034	0.034	40	0.025	0.025
11	0.091	0.090	21	0.048	0.048	31	0.033	0.033	41	0.025	0.025

○減価償却資産の償却率表(部分)※平成19年4月1日以前に取得した減価償却の場合は定期法、平成19年3月31日以後に取得した減価償却の場合は旧定期法を適用下さい。

面積又は数量	取得年月	イ取得価額	②償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	③償却率	二前年中の償却期間	三前年分の普通償却費(②×③×④)	四特別償却費	ト前年分の償却費合計(⑤+⑥)	子事業専用割合	リ前年分の必要経費算入額(ト×チ)	ヌ未償却残高(年末残高)	摘要
木造建物	50.0	10,000,000	9,000,000	旧定期法	22	0.046	12月 12	414,000	—	414,000	100%	414,000	2,203,000	
乗用車	1台	2,000,000	1,999,999	定期法	6	0.167	12月 12	334,000	—	334,000	40	133,600	469,166	
シャッター	—	600,000	599,999	定期法	22	0.046	4月 12	9,200	—	9,200	100	9,200	590,800	
陳列棚	1台	450,000	449,999	定期法	8	0.125</td								